

作 業 基 準

平成 1 8 年 1 2 月 1 日

本 島 ～ 丸 亀 航 路 (ほんじま丸)

本 島 汽 船 株 式 会 社

作 業 基 準

## 目 次

第 1 章	目 的	1
第 1 条	目 的	1
第 2 章	作業体制	1
第 2 条	作業体制	1
第 3 条	陸上作業指導者の所掌	1
第 4 条	船内作業指揮者の所掌	2
第 3 章	危険物の取り扱い	2
第 5 条	危険物の取り扱い	2
第 4 章	乗下船作業	2
第 6 条	乗船待の旅客及び車両の整理	2
第 7 条	乗船準備作業	3
第 8 条	旅客の乗船	3
第 9 条	車両の積込み	3
第 10 条	自動車の積付け等	4
第 11 条	車止め作業等	4
第 12 条	離岸、離棧準備作業	4
第 13 条	離岸、離棧作業	4
第 14 条	船内巡視	4
第 15 条	着岸、着棧準備作業	5
第 16 条	着岸、着棧作業	5
第 17 条	係留中の保安	5
第 18 条	下船準備作業	5
第 19 条	旅客の下船	5
第 20 条	車両の陸揚げ	5
第 21 条	下船の終了	5
第 22 条	車両の積込み等の中止	5
第 5 章	旅客の遵守事項等の周知	6
第 23 条	乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知	6
第 24 条	乗船旅客に対する遵守事項等の周知	6

## 第1章 目 的

(目 的)

第 1 条 この基準は、安全管理規程に基づき、本島・丸亀航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

## 第2章 作業体制

(作業体制)

第 2 条 陸上作業員及び船内作業員の配置は次の区分による。なお、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、作業遂行上必要と認める場合は、各係の長を指名し、その係の作業を指揮させることができる。

### 本島・丸亀航路

#### ① 陸上作業

##### ① 乗下船する車両の誘導

車両誘導係 本島港 1名

丸亀港 1名

##### ② 乗下船する旅客の誘導

旅客係 本島港 1名

丸亀港 1名

##### ③ 船舶の離着岸棧時の綱取り、綱放し

綱取り綱放し係 本島港 2名

丸亀港 2名

##### ④ 乗船待機中の旅客及び車両の誘導

駐車場、船客待合所の整理係 本島港 2名

#### ② 船内作業

丸亀港 2名

##### ① 乗下船する車両の誘導

車両誘導係 1名

##### ② 乗下船する旅客の誘導

旅客係 1名

##### ③ 可動橋等の船内機器の操作

機器操作係 1名

##### ④ 固縛装置取付け、取りはずし

固縛係 甲板部全員

ただし、陸上作業員は二つ以上の作業区分を兼務して差し支えない。

2 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、作業現場にあっては、腕章等の所定の標識をつけ、その所在を明確にしておくものとする。

(陸上作業指揮者の所掌)

第 3 条 陸上作業指揮者は、運航管理者の命を受け、陸上作業員を指揮して陸上における次の作業を行う。

#### ① 乗船待機中の旅客及び車両の整理

- ② 乗下船する旅客及び車両の誘導
- ③ 船舶の離着岸、離着棧時の綱取り、綱放し並びに旅客及び車両乗降用施設の操作
- ④ その他旅客及び車両の乗下船に関する作業

(船内作業指揮者の所掌)

第 4 条 船内作業指揮者は、船長の命を受け、船内作業員を指揮して船舶条における次の作業を行う。

- ① 旅客及び車両の乗下船時の誘導並びに車両の積付け
- ② 船舶の離着岸時、離着棧時における旅客及び車両乗降用施設の操作
- ③ その他旅客及び車両の乗下船に関する作業

### 第 3 章 危険物等の取扱い

(危険物の取扱い)

第 5 条 危険物の取扱いは、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令に定めるところによるほか、次によるものとする。

- ① 陸上作業指揮者は、危険物運送の申込みがあったときは、直ちに、当該危険物の分類、品目及び数量を運航管理者に報告すること。
- ② 運航管理者は、報告のあった当該危険物が旅客船へとう載が許されているものであるか、又所轄運輸局より指示された品目に合致するものであるかどうかを確認のうえ、船舶への積載方法について船長と協議してあらかじめ指定されている場所に搭載するよう陸上作業指揮者に指示し、船内作業指揮者に連絡すること。
- ③ 運航管理者は、運送を引受けた危険物が自転車航送に伴うものであるときは当該危険物の自動車への積載状況を点検のうえ、船舶への積載方法について前項の措置を講ずること。
- 2 当社は、刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品（以下「刀剣等」という。）の運送は引き受けない。
- 3 陸上作業指揮者又は船内作業指揮者は、旅客の手荷物及び小荷物、自動車の積載貨物その他の物品が前 2 項に該当するおそれがあるときは、運航管理者又は船長の指示を受けて、運送申込人の立会いのもとに点検し必要な措置を講ずるものとする。
- 4 船長及び陸上作業指揮者は、前 3 項の措置を講じたときは、直ちに、当該措置を運航管理者に報告するものとする。

### 第 4 章 乗下船作業

(乗船待ちの旅客及び車両の整理)

第 6 条 駐車場整理係員は、乗船待ちの旅客等が船舶の離着岸、離着棧作業、車両乗降用施設等の操作又は乗下船する車両により危害を受けないよう、待合所等所定の

場所に整理し待機させる等安全の確保に努める。

- 2 駐車場整理係員は、乗船待ち車両を車種別、行先別等に区分し、下船する旅客及び車両の進行に支障とらないよう所定の場所に駐車させる。
- 3 駐車場整理係員は、貨物積載車両を点検し、積付け又は固縛の状況が不良と認められるものについては、陸上作業指揮者に報告してその指示を受け、当該車両の運転車に積付けの是正又は最固縛若しくは増固縛を行なわせる。点検に際しては、重量貨物又は崇高貨物積載車については特に留意するものとする。
- 4 駐車場整理係員は、駐車中の車両を点検し、燃料洩れの車両があるときは、陸上作業指揮者に報告してその指示を受け、積込みまでに修理させ又は乗船を拒否するものとする。
- 5 陸上作業指揮者は、車両への積載貨物の重量又は形状が大であるため、船内における積込み場所を特定し又は船内において再固縛を施す等考慮する必要があると認められるときは、その旨を船内作業指揮者に連絡する。

(乗船準備作業)

- 第 7 条 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、旅客の乗船及び車両の積込み作業に関し十分な打ち合せを行ない、各作業員に乗船作業開始時刻を周知する。
- 2 乗船開始 5 分前になったとき、陸上指揮者及び船内作業指揮者は、それぞれの作業員を配置して可動橋及び人道橋の遮断を解く。
  - 3 船内作業指揮者は可動橋及び人道橋が確実に架設されていることを確認した後陸上作業指揮者及び船内作業員に乗船開始の合図をする。

(旅客の乗船)

- 第 8 条 陸上作業指揮者は、船内作業指揮者の乗船合図を受けた後、陸上の旅客係員に旅客の乗船を開始するよう指示する。
- 2 陸上の旅客係員は、旅客を乗降口に誘導する。
  - 3 船内旅客係員は、乗降口から船内へ誘導する。
  - 4 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、乗船旅客数（無料幼児を含む。）を把握し、旅客定員を越えていないことを確認して、運航管理者又は運航管理補助者及び船長にそれぞれを報告する。

(車両の積込み)

- 第 9 条 陸上作業指揮者は、船内作業指揮者の積込み開始の合図を受けた後、陸上車両誘導係員に車両の積込み開始するよう指示する。
- 2 陸上車両誘導係員は、車両を可動橋の先端まで誘導し、船内の車両誘導係員（以下「船内車両誘導係員」という。）に当該誘導を引継ぐ。この場合乗車人員に対し禁煙を指示し、かつ、適当な時期にヘッドライトを消燈させておくものとする。
  - 3 船内車両誘導係員は、乗船した車両の中に燃焼洩のものを発見した場合は、船内作業指揮者に報告してその指示を受け、運転者に応急修理をなさしめるか又は下船の措置をとるものとする。
  - 4 船内車両誘導係員は、陸上の車両誘導係員から引継ぎを受けた車両をその積付け位置まで誘導する。この場合、既に車両を離れ、客室に移動しつつある乗車人（以下「航送旅客」という。）の安全に十分注意しなければならない。
  - 5 航送旅客係員は、航送旅客を客室の通路へ安全に誘導する。

(自動車の積付け等)

第 10 条 自動車の積付けは、次のとおりとする。

- (1) 自動車の負担重量を平均するよう搭載すること。
  - (2) 自動車列の両側に幅 60cm 以上の通路を船首尾方向に設けること。
  - (3) 船首尾両端を除き、横方向に幅 1 m 以上の通路を 1 条以上設けること。
- 2 船内車両誘導係員は、車両の積付けの際次の措置を講ずる。
- (1) 運転者に対して、エンジンを止め、灯火装置、ラジオ等電路系統のすべてのスイッチを切り、サイドブレーキを引くように明確に指示し、これらを確認した後下車させ、車両区域にとどまらないよう指示すること。
  - (2) 前号の規定にかかわらず、危険物積載車の運転者に対して運航管理者又は船長の指示を受けて必要に応じ車内にとどまるよう指示すること。また、ミキサー車、保冷車又は家畜等積載車で、航海中、作業のため車両区域に立入ることの申出があった場合で、真にやむを得ないと認めるときは必要な範囲内で当該作業を認めるものとする。

(車止め作業等)

第 11 条 係員は、すべての自動車について車止めを施す。

2 船長は、航行中に気象・海象が次表の左欄の条件に達するおそれがあると認めるときは、船内作業指揮者に対し、右欄の車両について車止めの増強を指示する。

船首方向からの風速 15m/s 以上

船横方向からの風速 15m/s 以上

3 船内作業指揮者は、前各項の作業終了後、作業が完全に行われたことを確認する。

(離岸離棧準備作業)

第 12 条 陸上作業指揮者は、搭載予定車両の積込みが終了したときは車両誘導係員を指揮して、直ちに各入口に遮断索を張って通行を禁止し、船内作業指揮者にその旨を連絡する。

2 船内作業指揮者は、前項の連絡を受けたときは、可動橋の収納時刻を決定し陸上作業指揮者に連絡する。ただし、特別の理由がない限り、可動橋の収納時刻は離岸又は離棧時刻の 2 分前とする。

3 収納時刻となったときは、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は緊密な連携の下にそれぞれの作業員を指揮して可動橋を収納する。

4 船内作業指揮者は、車両の積込みが終了したときは、作業員を指揮して航送旅客(第 10 条に定める危険物積載車、ミキサー車、保冷車又は家畜等積載車の運転者又は監視人を除く。)が車両区域内に残留していないことを確認した後、旅客区域と車両区域間の通路又は昇降口を遮断する。

5 船内作業指揮者は、前各項の作業が終了したときは、次に掲げる事項を速やかに船長に報告する。

(1) 乗船旅客数及び搭載車両数

(2) 第 10 条第 2 項第 2 号の措置をした場合は、その状況(車種、人員等)

(離岸又は離棧作業)

第 13 条 陸上作業指揮者は、離岸及び離棧準備作業完了後、適切な時期に出港を放送させる(発航ベルを鳴らさせる)とともに、見送り人等が離岸作業により危害を受けないよう退避させ、岸壁上の状況が離岸に支障ないことを確認して、その旨を船内作業指揮者に連絡し、綱取放し係員を所定の位置に配置する。

2 船長は、すべての出港準備作業が完了したことを確認したならば、他の船舶の動静その他周囲の状況が出港に支障のないことを確認のうえ、係留索を放させ慎重に離岸離棧して出港する。

3 陸上作業指揮者は、船長の指示により綱取放し係員を指揮して迅速、確実に係留索を放す。

(船内巡視)

第 14 条 船内巡視は、別項組織要領により実施する。

2 船長は、荒天等のため臨時の巡視の必要を認めたときは、臨時船内巡視班を編成して前項以外の巡視を実施させる。

3 船内巡視員は、異常の有無(安全確保上改善を必要とする事項がある場合は当該事項を含む。)を船長又は当直航海士に報告し、巡視結果を巡視記録簿に記録する。

## 別項 船内巡視規定

1. 船内の巡視は出港配置解散後直ちに行う。

- (1) 原則として船内巡視は、出港当直者が出港後行うものとする。
- (2) 荒天時等においては、適宜巡視回数を増やし前項以外の巡視を行う。
- (3) 巡視員は、巡視経路により記録簿に記載された事項を点検し、異常の有無を船長又は当直航海士に報告し、巡視記録簿に記録する。

(着岸又は着棧準備作業)

第 15 条 運航管理者又は運行管理補助者は、船長から入港連絡を受けたならば陸上作業指揮者に対し着岸又は着棧準備作業の開始を指示する。

2 陸上作業指揮者は、船舶の着岸又は着棧時刻 10 分前までに綱取り作業、可動橋の架設等に必要な作業員を配置し、着岸又は着棧準備を行う。

(着岸又は着棧作業)

第 16 条 陸上作業指揮者は、綱取係員を指揮して迅速、確実に綱取作業を実施する。この場合、陸上作業指揮者は、作業員が係留索の発射又は係留索の急緊張等により危害を受けることのないよう十分注意する。

2 船内作業員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。

3 船内作業指揮者は、船内の旅客係員を指揮して、船内放送等により着岸時の衝撃による旅客の転倒事故を防止するため、旅客へ着席や手すりへの掴まりを指示する。

(係留中の保安)

第 17 条 船長及び運航管理者は、係留中、旅客及び車両の安全に支障のないよう係留方法並びに可動橋の保安に十分留意する。

(下船準備作業)

第 18 条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認した後、船内作業指揮者に下船のために必要な作業の開始を指示する。

(旅客の下船)

第 19 条 船内の旅客係員は、船内作業指揮者の指揮を受け、可動橋の安全架設を確認した後、旅客を誘導して下船させる。

(車両の陸揚げ)

第 20 条 船内作業指揮者は、船内の旅客係員を指揮して航送旅客の乗車に先立ち船内放送等により次の事項を周知する。

(1) 運転者は、係員の指示に従ってエンジンを始動すること。

(2) 航送旅客は、車両甲板では禁煙を厳守すること。

2 船内作業指揮者は、着岸又は離棧後、船内車両誘導係員を指揮して航送旅客を乗車させる。

3 陸上作業指揮者は、可動橋及びその付近の状況に異常のないことを確認した後、通行止めをとり、船内作業指揮者に陸揚げの合図をする。

4 船内作業指揮者は、前項の合図を受けたときは、船内における車両の陸揚げ準備が完了していることを確認した後、船内車両誘導係員に車両の陸揚げを開始させる。

5 船内車両誘導係員は、車両を可動橋上に停止させることのないように誘導する。

6 陸上作業指揮者は、車両の陸揚げに際しては、陸上作業員を指揮して可動橋及びその付近並びに陸上構内における車両通行の安全の確保に当たる。

(下船の終了)

第 21 条 陸上作業指揮者は、船内作業指揮者から旅客及び車両の下船が完了した旨の連絡を受けた後、陸上作業員を指揮して可動橋の通行を遮断する。

2 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、旅客及び車両の下船が完了したときは、その旨及び異常の有無を、それぞれ運航管理者又は運航管理補助者及び船長に報告する。

(車両の積込み等の中止)

第 22 条 船内作業指揮者及び陸上作業指揮者は、気象・海象の変化その他の理由により、車両の積込み又は陸揚げが危険になったと認めるときは、作業を中断し、船長及び運航管理者又は運航管理補助者にその旨を連絡する。

2 船長は、前項の連絡を受けたときは、作業現場の状況を確認し、運航管理者と協議して作業を中止するか否かを決定する。

3 船長及び運航管理者は、作業の中止又は継続を決定したときは、直ちに船内作業指揮者及び陸上作業指揮者にその旨を指示する。

## 第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第 23 条 運航管理者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示は駐車場及び旅客待合所とする。

- (1) 旅客及び車両は、乗下船時、係員の誘導に従うこと。
  - (2) 車両は、乗下船時、徐行すること。
  - (3) 車両は、乗下船時、乗降中の他の車両の前に割込まないこと。
  - (4) 車両は、乗船時、係員の指示に従いヘッドライトを消灯すること。(夜間)
  - (5) 車両甲板における喫煙その他火気の取扱いは禁止されていること。
  - (6) 車両甲板は、航行中、立入りが禁止されること。
  - (7) 車両甲板で下車する際は、必ずエンジンを止め、サイドブレーキを引き、すべてのスイッチを切り、施錠しておくこと。
  - (8) 船内においては、船長その他の乗組員の指示に従うこと。
  - (9) 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
  - (10) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項。(臨時に周知事項が生じた場合の当該事項を含む。)
- (乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第 24 条 船長は、旅客が乗船している間適宜の時間に次の事項を放送等(ビデオ放送その他の方法を含む。)により周知しなければならない。

- (1) 旅客の禁止行為が掲示されている場所及びその主要事項
  - (2) 救命胴衣の格納場所、着用方法
  - (3) 非常の際の避難要領(非常信号、避難経路等)
  - (4) 車両区域内における注意事項
    - ① 車止めは自分ではずさないこと。
    - ② エンジンの始動は、係員の指示に従って行うこと。
    - ③ 車両の運転は、乗組員の誘導に従い、徐行すること。
  - (5) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
  - (6) その他旅客が遵守すべき事項
- 2 船長は、船内の見やすい場所に前項各号の事項を掲示しておかなければならない。

以上

# 作 業 基 準

平成 1 8 年 1 2 月 1 日

本 島 ～ 丸 亀 航 路 ( 本 島 ～ 里 浦 ～ 丸 亀 間 )

( 旅 客 船 用 )

本 島 汽 船 株 式 会 社

# 作 業 基 準

## 目 次

第 1 章	目 的	1
第 1 条	目 的	1
第 2 章	作業体制	1
第 2 条	作業体制	1
第 3 条	陸上作業指揮者の所掌	1
第 4 条	船内作業員の所掌	1
第 3 章	危険物等の取扱い	2
第 5 条	危険物の取扱い	2
第 4 章	乗下船作業	2
第 6 条	乗船待ちの旅客の整理	2
第 7 条	乗船準備作業	2
第 8 条	旅客の乗船	2
第 9 条	車両の積込み	2
第 10 条	自動車の積付け等	3
第 11 条	車止め及び固縛装置取付け作業等	3
第 12 条	離岸、離棧準備作業	3
第 13 条	離岸、離棧作業	3
第 14 条	船内巡視	3
第 15 条	着岸、着棧準備作業	3
第 16 条	着岸、着棧作業	3
第 17 条	係留中の保安	4
第 18 条	下船準備作業	4
第 19 条	旅客の下船	4
第 20 条	車両の陸揚げ	4
第 21 条	下船の終了	4
第 22 条	車両の積込み等の中止	4
第 5 章	旅客の遵守事項等の周知	4
第 23 条	乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知	4
第 24 条	乗船旅客に対する遵守事項等の周知	4
第 25 条	旅客に対する救命胴衣の着用に関する指示	4

## 第 1 章 目 的

(目的)

第 1 条 この基準は安全管理規程に基づき、本島～丸亀航路（本島～里浦～丸亀間）の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

## 第 2 章 作業体制

(作業体制)

第 2 条 陸上作業員及び船内作業員の配置は、次の区分による。なお、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、作業遂行上必要と認める場合は、各係の長を指指名し、その係の作業を指揮させることが出来る。

本島～丸亀航路（本島～里浦～丸亀間）

(1) 陸上作業

- |                   |                  |
|-------------------|------------------|
| ① 乗下船する旅客の誘導      |                  |
| 旅客誘導係             | 本島港 1名<br>丸亀港 1名 |
| ② 乗下船用人道橋の操作      |                  |
| 人道橋操作係            | 本島港 1名<br>丸亀港 1名 |
| ③ 船舶の離着岸時の綱取り、綱放し |                  |
| 綱取り、綱放し係          | 本島港 1名<br>丸亀港 1名 |
| ④ 乗船待機中の旅客の誘導     |                  |
| 旅客待合所整理係          | 本島港 1名<br>丸亀港 1名 |

(2) 船内作業

- ① 乗下船する旅客の誘導  
旅客誘導係 1名

ただし、陸上作業員は二つ以上の作業区分を兼務して差支えない。

2 陸上作業指揮者は、作業現場にあっては、腕章等の所定の標識をつけ、その所在を明確にしておくものとする。

(陸上作業員の所掌)

第 3 条 陸上作業指揮者は、運航管理者の命を受け、陸上作業員を指揮して陸上における次の作業を行う。

- ① 乗船待機中の旅客の整理
- ② 乗下船する旅客の誘導
- ③ 船舶の離着岸、離着岸時の綱取り、綱放し並びに旅客の乗降用施設の操作
- ④ その他旅客の乗下船に関する作業

(船内作業員の所掌)

第 4 条 船内作業員は、船長の命を受け船舶上における次の作業を行う。

- ① 旅客の乗下船時の誘導
- ② 船舶の離着岸、離着岸時における旅客の乗降用施設の操作

③ その他旅客の乗下船に関する作業

第3章 危険物等の取扱い

(危険物の取扱い)

第5条 危険物の取扱いは、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令に定めるところによるほか次によるものとする。

- ① 陸上作業指揮者は、危険物運送の申込みがあったときは、直ちに当該危険物の分類、品目及び数量を運航管理者に報告すること。
- ② 運航管理者は、報告のあった当該危険物が旅客船へ搭載が許されているものであるか、又所轄運輸局より指示された品目に合致するものであるかどうかを確認のうえ、船舶への積載方法について船長と協議してあらかじめ指定されている場所に搭載するよう陸上作業指揮者に指示し、船内作業指揮者に連絡すること。
- 2 当社は、刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品（以下「刀剣等」という。）の運送は引受けない。
- 3 陸上作業指揮者又は船内作業員は、旅客の手荷物及び小荷物、その他の物品が前2項に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者又は船長の指示を受けて、運送申込人の立合いのもとに点検し必要な措置を講ずるものとする。
- 4 船長及び陸上作業指揮者は、前3項の措置を講じたときは、直ちに、当該措置を運航管理者に報告するものとする。

第4章 乗下船作業

(乗船待ちの旅客の整理)

第6条 船客待合所整理係員は、乗船待ちの旅客が船舶の離着岸、離着棧作業、旅客の乗降用施設の操作により危害を受けないよう、待合所等所定の場所に整理し待機させる等安全の確保に努める。

(乗船準備作業)

- 第7条 陸上作業指揮者及び船内作業員は、旅客の乗船作業に関し十分な打ち合わせを行い、各作業員に乗船作業開始時刻を周知する。
- 2 乗船開始5分前になった時、船内作業員は舷門の遮断を解く。
  - 3 船内作業員は、陸上作業指揮者に乗船開始の合図をする。

(旅客の乗船)

- 第8条 陸上作業指揮者は、船内作業員の乗船合図を受けた後、陸上の旅客係員に旅客の乗船を開始するよう指示する。
- 2 陸上の旅客係員は、旅客を乗船口に誘導する。
  - 3 船内の旅客係員は、乗船口から船内へ誘導する。
  - 4 陸上作業指揮者及び船内作業員は、乗船旅客数（無料幼児を含む。）を把握し、旅客定員を越えていないことを確認して、運航管理者又は運航管理補助者及び船長にそれぞれ報告する。

(車両の積み込み)

第 9 条 適用せず。

(自動車の積付け等)

第 10 条 適用せず。

(車止め及び固縛装置取付作業等)

第 11 条 適用せず。

(離岸、離棧準備作業)

第 12 条 船内旅客係員は、原則として離岸又は離棧時刻前になったときは、直ちに舷門を閉鎖する。

2 船内作業員は、前各項の作業が終了したときは次に掲げる事項をすみやかに船長に報告する。

① 乗船旅客数

(離岸、離棧作業)

第 13 条 陸上作業指揮者は、離岸又は離棧準備作業完了後、適切な時期に出港を放送させる(発航ベルを鳴らさせる)とともに、見送り人等が離岸又は離棧作業により危害を受けないよう退避させ、岸壁上又は棧橋上の状況が離岸又は離棧に支障のないことを確認して、その旨を船内作業指揮者に連絡し、綱取り放し係員を所定の位置に配置する。

2 船長は、すべての出港準備が完了したことを確認したならば、他の船舶の動静その他周囲の状況が出港に支障がないことを確認のうえ、係留索を放させ慎重に離岸又は離棧して出港する。

3 陸上作業指揮者は、船長の指示により綱取放し係員を指揮して迅速、確実に係留索を放す。

(船内巡視)

第 14 条 船内巡視は、別項に定める組織及び要領により実施する。

2 船長は、荒天等のため臨時の巡視を必要と認めたときは、臨時船内巡視班を編成して、前項以外の巡視を実施させる。

3 船内巡視員は、異常の有無(安全確保上改善を必要とする事項がある場合は当該事項を含む。)を船長又は当直航海士に報告し、巡視結果を巡視記録簿に記録する。

#### 別項 船内巡視規程

1 船内の巡視は出港配置解散後直ちに行う。

① 原則として船内巡視は、出入港当直者が出港後行うものとする。

② 荒天時等においては、適宜巡視回数をふやし前項以外の巡視を行う。

③ 巡視員は、巡視経路により記録簿に記載された事項を点検し、異常の有無を船長又は当直航海士に報告し、巡視結果を巡視記録簿に記録する。

(着岸、着棧準備作業)

第 15 条 運航管理者は、船長から入港連絡を受けたならば陸上作業指揮者に対し着岸又は着棧準備作業の開始を指示する。

2 陸上作業指揮者は、船舶の着岸又は着棧時刻10分前までに綱取り作業に必要な作業員を配置し、着岸又は着棧準備を行う。

(着岸、着棧作業)

第 16 条 陸上作業指揮者は、綱取り係員を指揮して迅速、確実に綱取り作業を実施する。この場合、陸上作業指揮者は、作業員が係留索の投綱又は係留索の緊縮等により危害を受けることのないよう十分注意する。

2 船内作業員は、船長の指示により迅速、確実に作業を実施する。

(係留中の保安)

第 17 条 船長及び運航管理者は、係留中、旅客の安全に支障のないよう係留方法に十分留意する。

(下船準備作業)

第 18 条 船長は、船体が完全に着岸又は着棧したことを確認した後、船内作業指揮者に下船のため必要な作業の開始を指示する。

2 船内作業員は、適切な時機に船内放送等により旅客に下船準備の案内をする。

(旅客の下船)

第 19 条 船内作業員は旅客乗降舷門にあつて旅客を誘導して下船させる。

(車両の陸揚げ)

第 20 条 適用せず。

(下船の終了)

第 21 条 船内作業員は、旅客の下船が完了した事を確認後、舷門を遮断する。

2 陸上作業指揮者及び船内作業員は、旅客の下船が完了したときは、その旨及び異常の有無をそれぞれ運航管理者及び船長に報告する。

(車両の積込み等の中止)

第 22 条 適用せず。

## 第 5 章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第 23 条 運航管理者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示及び放送等により周知しなければならない。

① 旅客は、乗下船時、係員の誘導に従うこと。

② 船内においては、船長その他の乗組員の指示に従うこと。

③ 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。

④ その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第 24 条 船長は、旅客が乗船している間適宜の時間に次の事項を放送等により周知しなければならない。

① 旅客の禁止行為が掲示されている場所及びその主要事項

② 救命胴衣の格納場所・着用方法

③ 非常の際の避難要領(非常信号・避難径路等)

④ 病気・盗難等の発生した場合の乗組員への通報

⑤ その他旅客が遵守すべき事項

2 船長は、船内の見易い場所に前項各号の事項を掲示しておかなければならない。

(旅客に対する救命胴衣の着用に関する指示)

第 25 条 船長は、救命胴衣の着用に関し、旅客に以下の措置を講じなければならない。

① 気象・海象の悪化等、利用者の安全確保のために必要と判断される場合は、救命胴衣を着用されること。

以 上